

せい かつ ほ ご

生活保護のしおり



いい づか し ふく し じ む しよ

飯塚市福祉事務所

も く じ

1.	生活保護とは	1ページ
2.	生活保護が決定するまでの流れ	2ページ
3.	生活保護の決定にかかわること	3ページ
4.	保護の決定	4・5ページ
5.	生活保護の種類	6ページ
	生活保護費の支給方法	7ページ
	民生委員やあなたの生活の支援員など	7ページ
6.	保護の開始が決定したら	8ページ
	生活保護の権利として保障されること	8ページ
	生活保護の義務として守っていただくこと	9ページ
	高校生のアルバイト収入について	10ページ
	就労自立給付金・進学準備給付金	10ページ
	保護費の返還・不正受給について	11ページ
	医療扶助（現物支給）のしくみ	12ページ
	病院にかかるとき	12ページ
	介護扶助（現物支給）のしくみ	13ページ
	介護サービスを利用したいとき	13ページ
○	生活保護申請時に確認が必要なもの	14ページ
○	メモ欄、担当ケースワーカー	15ページ
○	福祉事務所、係・担当地区	16ページ

①生活保護とは

生活保護とは、日本国憲法第25条の生存権保障の理念に基づき、生活に困窮しているすべてのの方に対して、その困窮の程度に応じて金銭等を給付して健康で文化的な最低限度の生活ができるよう保障するとともに、自立に向けての手助けをする制度です。

生活に困った時、生活保護を申請することは、国民に保障された権利です。



日本国憲法

第25条【生存権、国の社会的使命】



- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

第1条（この法律の目的）



この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

②生活保護が決定するまでの流れ

1. 相談

生活保護



生活保護の申請をお考えのかたは、福祉事務所やお近くの民生委員にご相談ください。制度の説明を行います。



2. 申請



生活保護の申請意思のあるかたは、「生活保護申請書」を福祉事務所にご提出ください。



3. 調査



申請後、あなたの世帯への生活保護の必要性を判断するために、福祉事務所の地区担当員（以降「ケースワーカー」という）があなたのお宅を訪問し、生活状況を把握するとともに、各関係先への調査を実施します。



4. 決定



福祉事務所の調査の結果、生活保護が決定したときは生活保護開始決定を、却下されたときは却下決定を文書でお知らせします。

※保護の必要性などの判定結果は、原則として申請してから14日以内（調査などに特に時間がかかる場合は30日以内）に決定し通知します。

※暴力団員は、原則として生活保護を受けることはできません。

③生活保護の決定にかかわること

生活保護の相談から決定までのあいだには、福祉事務所が以下の事柄についての確認や調査などを行います。可能な限りご協力ください。

1.能力の活用

働くことができる方は、能力に応じて働く必要があります。福祉事務所も就職のための支援をおこないます。また、何らかの理由で働けないときは、問題解決のための支援をおこないます。



2.資産の活用

保護の申請をされたときは、預貯金・生命保険など活用可能な資産の調査をおこないます。不動産・自動車・貴金属類などの資産は、売却などにより生活費を賄っていただくこともあります。

なお、現在お住いの住居は、原則的に保有が認められます。また、個別の事情によっては自動車の保有も認められる場合があります。



3.他法の活用

年金・恩給・各種手当など、生活保護以外の法律や制度で活用できるものは、生活保護より優先して活用してください。



4.扶養義務者の援助

親子・兄弟姉妹など民法上の扶養義務者には、扶養援助の可能性を確認します。援助を受けられるときは受けてください。

なお、扶養義務者がいることを理由に保護の相談や申請が受けられないといったことは有りません。また、家庭内暴力や虐待などの事情により、調査を見合わせる必要があるときは、事前にご相談ください。



④ 保護の決定

1. 生活保護は世帯単位で決定



生活保護は「世帯」単位で受けることが原則です。

世帯とは世帯員が「一緒に生活していて、生計をともにしている」

状態のことをいいます。よって、血縁関係や婚姻関係がなくても、世帯として一緒に生活している実態があれば、同一の世帯員として判断されます。

2. 生活保護の基準

国の定める基準によって計算された、世帯の最低生活費に医療費等を加えた額と、その世帯の収入を比べ、世帯の収入ではすべてを賄いきれない場合に、その不足分が保護費として支給されます。

生活保護法 第4条 (保護の補足性)

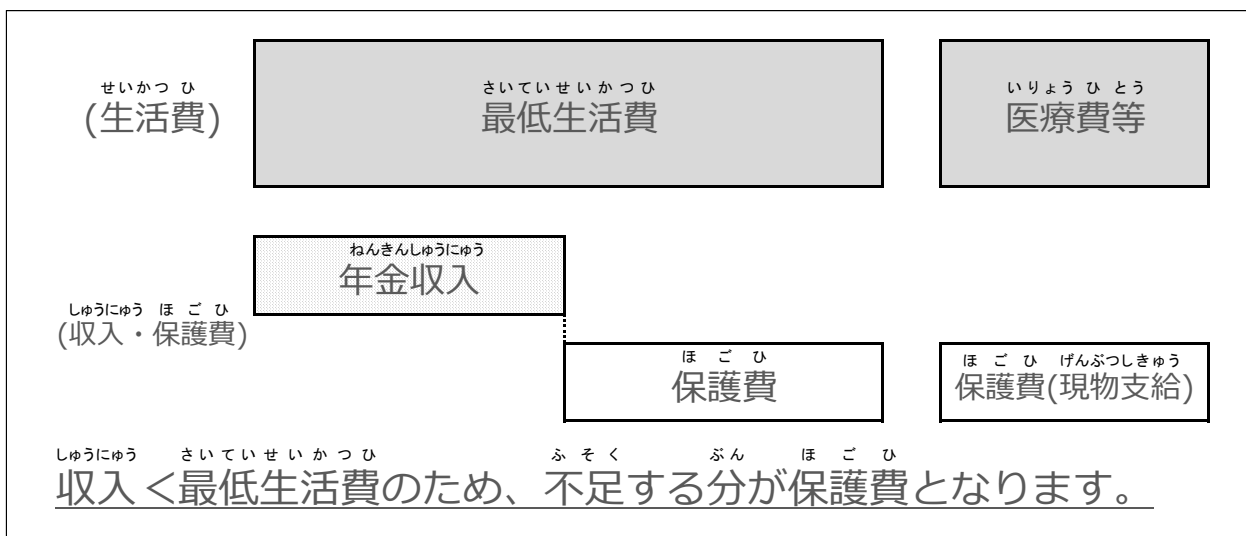
保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

最低生活費とは… 世帯全体の食費・衣類・光熱水費・家具什器などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育・高校就学に必要な経費などを合わせたもの。

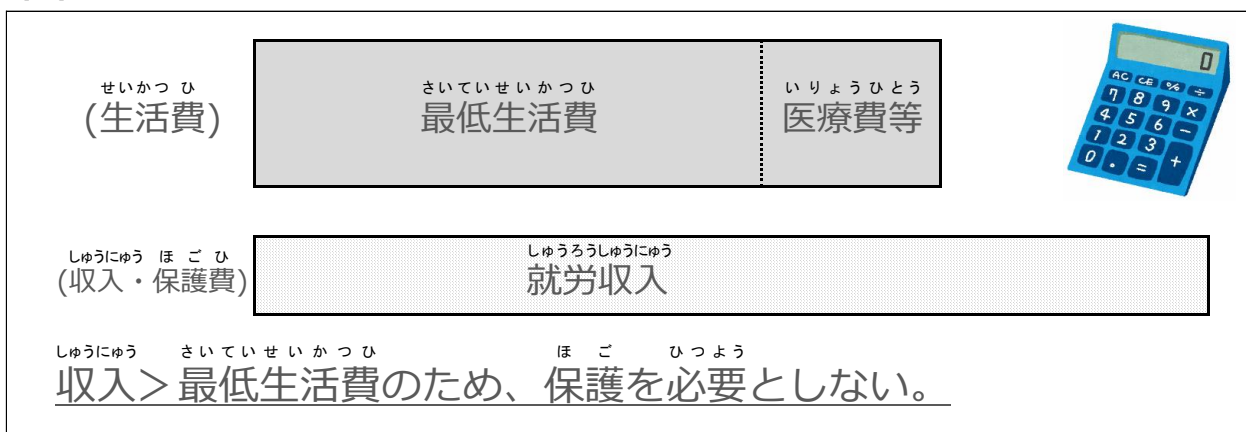
収入とは…… 働きによる収入（賞与、臨時収入及び高校生アルバイトを含む）、仕送り、年金、手当、保険金、資産を売って得た収入など、その世帯のすべての収入。

※働きによる収入からは、基礎控除や必要経費などの控除が認められます。

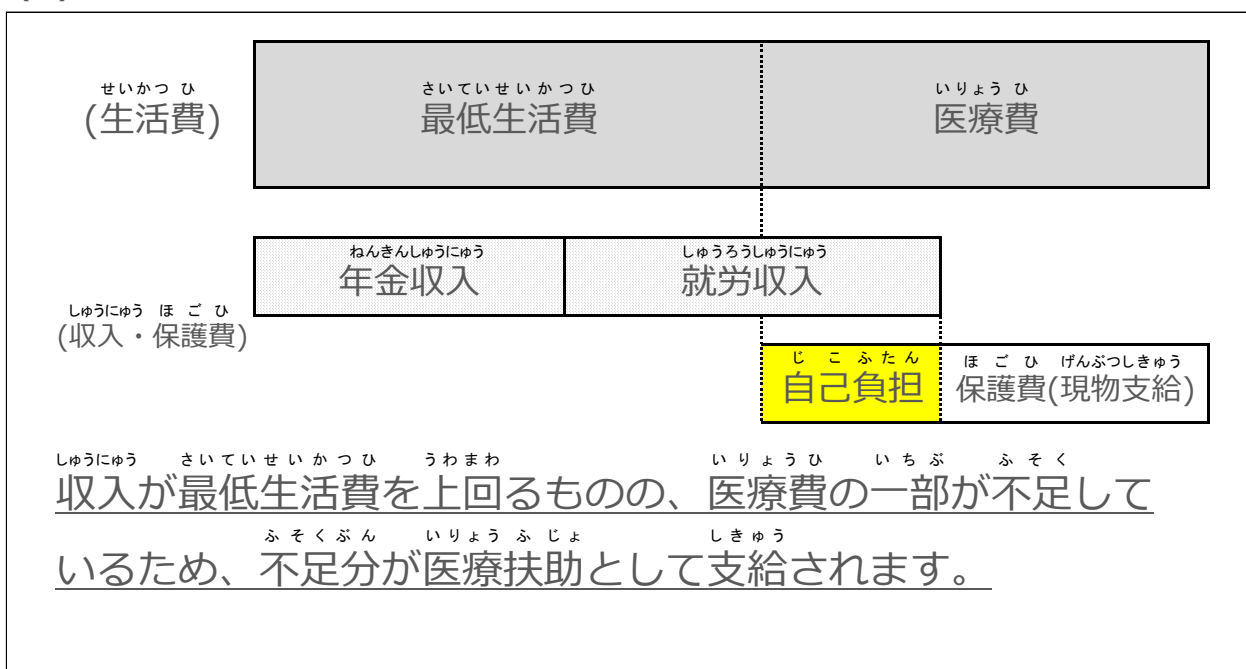
ほご ひつよう せたい れい
 (1)保護が必要な世帯 (例)



ほご ひつよう せたい れい
 (2)保護が必要でない世帯 (例)



ほご ひつよう けっかてき いりようふじょ ほご せたい れい
 (3)保護が必要だが、結果的に医療扶助のみの保護となる世帯 (例)



せい かつ ほ ご しゅるい
⑤生活保護の種類

くに きじゅん さだ しゅるい ひつよう おう しきゅう
国の基準で定められた8種類があり、必要に応じて支給されます。

<p>せい かつ ふ じょ 生活扶助</p>		<p>まいにち せい かつ ひつよう いるい しょくりょうおよ こうねつすいひ 毎日の生活に必要な衣類・食料及び光熱水費などの ひよう 費用</p>
<p>じゅうたく ふ じょ 住宅扶助</p>		<p>やちん ちだい じゅうたく しょうきほほしゅう ひよう 家賃・地代や住宅の小規模補修などの費用</p>
<p>きょういふ じょ 教育扶助</p>		<p>ぎ む きょういく ともな がくようひん きょうざい きゅうしょくひ がつきゅうひ 義務教育に伴う学用品、教材、給食費、学級費、ク らぶ活動に伴う費用 かつどう ともな ひよう</p>
<p>いりようふ じょ 医療扶助</p>		<p>びょうき ちりょうひ にゅういんちゅう しょくひ つういん ひつよう 病気やケガの治療費、入院中の食費や通院に必要な こうつうひ びょういん ひよう 交通費など病院にかかる費用</p>
<p>かいごふ じょ 介護扶助</p>		<p>きょたくかいご しせつかいご かいご う 居宅介護、施設介護などの介護サービスを受けるた めに必要な費用 ひつよう ひよう</p>
<p>しゅつさんふ じょ 出産扶助</p>		<p>しゅつさん ひつよう ひよう にゅういんだい ぶんべんりょう 出産に必要な費用（入院代、分娩料など）</p>
<p>せいぎょうふ じょ 生業扶助</p>		<p>こうとうがっこう しゅうがく かん ひよう しごと きじゅつ 高等学校の就学に関する費用、または仕事の技術や ぎのう み つ ひよう 技能を身に付けるための費用</p>
<p>そうさいふ じょ 葬祭扶助</p>		<p>そうさい かん ひよう 葬祭に関する費用 しんるい そうぎ いとな かた もしゅ ふじょ 親類などの、葬儀を営まれた方（喪主）への扶助</p>

生活保護費の支給について

● 生活保護費の支給日について

毎月1日に、その月の生活保護費を支給します。

1日が土曜日、日曜日および祝日の場合は支給日が変更になります。支給日が変更になるときは、事前にお知らせします。

● 生活保護費の支給方法について

生活保護費の支給方法は、現金支給または口座振替となります。

現金による支給は、福祉事務所（生活支援課）や各支所等で行います。支給には印鑑と医療カードが必要です。

現金支給のときは、必ず本人が支給してください。やむを得ず代理人が支給する場合は、委任状が必要です。

口座振替による支給は、事前に手続きが必要となります。詳しくは、ケースワーカーにお尋ねください。



民生委員やあなたの生活の支援員など

あなたが住んでいる地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員・児童委員がいます。また、福祉事務所には就労支援員や母子相談員がいます。さらに、福祉事務所内にはハローワークが常設されており、求職活動を行うこともできます。子育てや仕事のことなど、困ったことや悩んでいることなどがありましたら、安心して相談してください。



⑥ 保護の開始が決定したら

権利として保障されること

1 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。

2 保護費に税金を課せられることはありません。また、保護費や保護を受ける権利は、差押えられることはありません。

3 福祉事務所のおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止または廃止などの決定に疑問があるときは、福祉事務所に直接説明を求めることができます。それでもなお、決定に不服のあるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に福岡県知事に対し、不服の申立て(審査請求)をすることができます。ただし、日本国籍を有していない方は、審査請求をすることができません。



4 保護受給中には次のようなものが減額・免除される場合があります。手続き方法などの詳細はケースワーカーにお尋ねください。

- 国民年金の保険料
- 固定資産税・市県民税
- 児童クラブの利用料
- 保育所(園)・認定こども園の保育料
- 下水道使用料
- N H K 放送受信料

義務として守っていただくこと

1 生活保護を受ける権利をゆずり渡すことはできません。

2 働くことができる人は、能力に応じて働かなければなりません。

3 無駄な支出をさけ、生活の維持、将来の自立へ向け努めてください。

4 次のような場合は、福祉事務所へ必ず届出をしてください。

①仕事を始めたとき、変わるとき、やめたとき。

②収入を得たとき。(給与、雇用保険、年金、手当など)

※上記①②には高校生によるアルバイトも含まれます。

③家族が増えるとき、または減るとき。

④入院、退院をしたとき、または入院先が変わったとき。

⑤住所が変わるときや、家賃、借地料が変わるとき。

⑥健康保険に加入したとき、脱退したとき。

⑦その他、家族の生活状況がそれまでと変わるとき。(交通事故にあったとき、長期不在にするとき、海外渡航するときなど)



5 あなたの生活の維持、向上とその他保護の目的達成のため、福祉事務所

は指導や指示をすることがあります。その指導や指示には従わなくてはなりません。従えない特別な事情がある場合は、担当ケー

スワーカーを通じて弁明を行うことができます。



6 自動車の保有・運転は原則として認められません。また、他人名義の

車の借用も認められません。このような事実が判明したときは、保護の停止や廃止などの処分を受けることがあります。なお、個別の事情に

よっては自動車の保有が認められる場合も有ります。



高校生こうこうせいのアルバイト収入しゅうにゆうについて

高校生こうこうせいのアルバイト収入しゅうにゆうについては、就学しゅうがくに伴う経費ともな（修学旅行積立けいひ金しゅうがくりよこうつみたてなどの、保護ほごから扶助ふじょされない不足分ふそくぶんなど）が控除こうじょされます。また、高校卒業後の就職こうこうそつぎょうに向けた運転免許取得費用しゅうしよくや、大学等への進学費用むんてんめんきょしゅとくひようなどを積み立てる場合も、控除こうじょの対象とすることができます。

詳しくはケースワーカーたずにお尋ねください。



就労自立給付金しゅうろうじりつきゅうふきん

働きによる収入の増加に伴い生活保護から自立する場合は、自立の助長じりつのため、就労自立給付金じょが支給ばあいされる場合があります。給付要件じりつについてはケースワーカーきゅうふようけんにお尋ねたずください。



進学準備給付金しんがくじゅんびきゅうふきん

高校を卒業した年の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から離れるお子さんには、一時金せいかつほごじゅきゅうせたい（自宅生…10万円、自宅外生…30万円）が支給はなされます。支給対象となる学校の種別等についてはケースワーカーこにお尋ねいちじきんください。



保護費の返還について

資力（収入）があったにもかかわらず生活保護費を受け取った場合や、いろいろな事情により保護費に払い過ぎが生じた場合、その期間中にすでに支給された保護費（医療費を含む）を返していただかなければならないことになっています。たとえば、

- ①活用すべき資産を売却したとき。
- ②生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき。
- ③各種の年金・手当をさかのぼって受け取ったとき。
- ④交通事故などの示談金、補償金等を受け取ったとき。



※①～④のような場合は、速やかに福祉事務所に報告してください。

保護費の不正受給について

事実とちがった申請をしたり、虚偽の収入の申告または、申告をしないなど不正な方法で保護を受けてはいけません。例えば、働いて得た収入を届け出ず、または過少に申告し、不正に保護費を受け取った場合などがこれにあたります。また、住宅扶助費など目的が定められた保護費を目的外に消費してはいけません。

不正受給した保護費（医療費を含む）は徴収されることになり、さらに、罰則として加算金の徴収や刑事告発等が行われる場合もあります。

※福祉事務所では、毎年課税調査を行っており、届出を受けた収入と、勤務先から市役所等に提出される給与支払報告書等の内容が一致しているかを確認しています。



医療扶助（現物支給）のしくみ

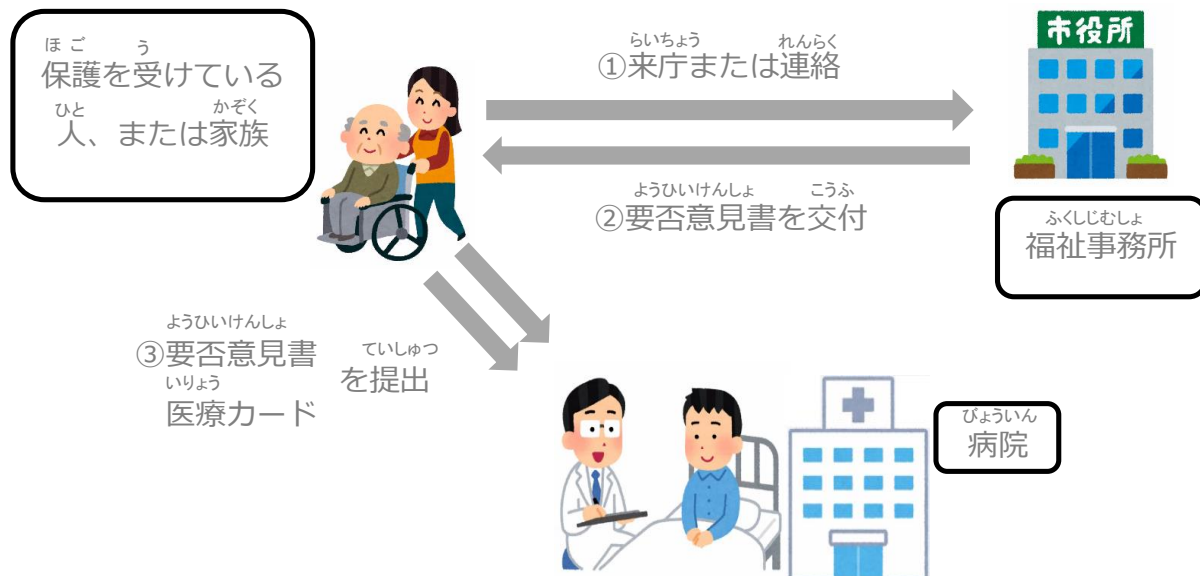
病気やけがで病院へ通院または入院する際の治療費は医療扶助として、福祉事務所から医療機関に直接支払われます。この他に、通院の交通費、メガネや治療に必要な装具等が医療扶助の対象となります。

- ※病院にかかる際には次のことに注意が必要です。
- (1) 生活保護の指定医療機関(病院・医院・診療所)を受診してください。
 - (2) 健康保険適用範囲内の治療に限られます。差額ベッド代などは扶助されません。
 - (3) 原則、同じ病気やケガで複数の病院を受診できません。



病院にかかるとき

病気やけがで通院または入院するときは、あらかじめ、本人または家族が医療カードと印鑑を持参し、福祉事務所においてになるか、またはケースワーカーに連絡し、要否意見書の交付を受けてから病院へ行ってください。なお、休日などの緊急の場合は、医療カードを病院窓口で提示して治療を受けた後、すぐに上記の手続きをとってください。



介護扶助（現物支給）のしくみ

自宅や施設などで介護サービスを利用した場合、利用料の1割分の自己負担に相当する金額については、介護扶助として福祉事務所から介護機関に直接支払われます。この他に、介護保険を利用した福祉用具購入や住宅改修も介護扶助の対象となります。

また、生活保護開始以降は介護保険料についても生活保護費で補てんされます。



介護サービスを利用したいとき

65歳以上の方（40歳～64歳の方は、特別な場合に限りま）は、自宅での訪問介護、病院や施設などでの通所介護、あるいは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設への入所などの介護サービスを受けることができます。

介護サービスを利用したいときは、まず、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かの認定を受けなければなりません。

認定の申請手続については、ケースワーカーにご相談ください。



せい かつ ほ ご しん せい じ かく にん ひつ よう
生活保護申請時に確認が必要なもの

せい かつ ほ ご しん せい さい い か がい どう こう もく かく にん
 生活保護申請の際には、以下の該当項目について確認させていただきます。
 しん せい じょ てい し ゅ つ じ ま あ しよ かい ほう もん じ と う てい じ
 申請書の提出時に間に合わないときは、初回訪問時等に提示してください。

きょう つう
【共通】

ぎん こう しん きん ゆう びん きょ く つう ち ょ う きち ょ う ず
 銀行・信金・郵便局などの通帳（記帳済みのもの）

けん こう ほ けん し ょ う
 健康保険証

ねん きん て ち ょ う し ゃ かい ほ けん じ む し ゃ は つ こ う か に ゆ う き ろ く
 年金手帳・社会保険事務所発行の加入記録

ふ よ う ぎ む し ゃ お や こ き ょ う だ い し ま い じ ゅ う し ゃ し め い で ん わ ぼ ん ご う
 扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）の住所・氏名・電話番号

み と め い ん
 認印

た ほ う かん けい
【他法関係】

しん たい し ょ う が い し ゃ て ち ょ う り ょ う い く て ち ょ う
 身体障害者手帳・療育手帳

し ょ う ふ く し じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う
 障がい福祉サービス受給者証

せい しん し ょ う が い し ゃ ほ けん ふ く し て ち ょ う じ り つ し え ん い り ょ う じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う
 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証

お や か て い と う い り ょ う じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う じ ど う ふ よ う て あ て し ょ う し ゃ
 ひとり親家庭等医療受給者証・児童扶養手当証書

が い こ く じ ん と う ろ く し ょ う
 外国人登録証

し て い な ん び ょ う い り ょ う じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う
 指定難病医療受給者証

こう れい し ゃ かん けい
【高齢者関係】

こう れい し ゃ い り ょ う じ ゅ き ゅ う し ゃ し ょ う
 高齢者医療受給者証

かい ご ほ けん ひ ほ けん し ゃ し ょ う
 介護保険被保険者証

ねん きん ふ り こ み つ う ち し ょ ねん きん し ょ う し ょ
 年金振込通知書・年金証書

きん ろう し ゃ かん けい
【勤労者関係】

ち ょ つ き ん げ つ き ゅ う よ め い さ い し ょ き ゅ う よ し ょ う め い し ょ
 直近3カ月の給与明細書・給与証明書

こ よ う ほ けん じ ゅ き ゅ う し か く し ゃ し ょ う
 雇用保険受給資格者証

じ ゅ う き ゃ かん し ゃ り い
【住居に関する書類】

けい や く し ゃ や ち ん し ょ う め い し ょ
 アパートの契約書・家賃証明書

と ち た て も の と う き ず み し ょ う と う き ほ と う ぼ ん
 土地および建物の登記済証・登記簿謄本

た
【その他】

せい め い ほ けん し ょ う し ょ
 生命保険証書

じ ど う し ゃ けん さ し ょ う う ん て ん め ん き し ょ う
 自動車検査証・運転免許証

が く せい し ょ う ざ い が く し ょ う め い し ょ こ う こ う だ い が く
 学生証または在学証明書（高校・大学）



メモ



じ かい 次回
ほうもん 訪問
めんせつ 面接
にち じ 日時

ばしょ 場所

が っ 月
に ち 日
じ 時
ふ ん 分

あなた^{たんとう}の担当ケースワーカーは

でんわばんごう
電話番号

かかり
係の

です

だいひょう
0948-22-5500 (代表)
ないせん
内線 ()

こんかいめんせつ^{たんとう} 今回面接を担当した相談員^{そうだんいん}は

です

あなたのお住いの地区^{すま ちく}の民生委員^{みんせいいいん}

しめい
氏名



れんらくさき
連絡先



〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市福祉事務所

<飯塚市役所 生活支援課>

電話（代表）

(0948) 22-5500



係・担当地区

課	係	内線番号	主な担当地区
	第1係	1211	飯塚地区・片島地区・立岩地区・
		1212	鯉田地区
生	第2係	1221	飯塚東地区・菰田地区
		1222	
活	第3係	1231	二瀬地区
		1232	
		1233	
支	第4係	1241	幸袋地区・鎮西地区
		1242	
援	第5係	1251	穂波地区・鎮西地区
		1252	
課	第6係	1261	庄内地区・颯田地区
		1262	
	第7係	1271	穂波地区・筑穂地区
		1272	

※担当地区等、詳しいことは生活支援課までお問い合わせください。